

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第2章 人事 (労働契約の期間)</p> <p>第6条 非常勤職員の労働契約の期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。<u>ただし、フルタイム契約職員については、採用日の属する年度の3月30日までの範囲内で定めるものとする。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>第5章 労働時間及び休暇等 (年次有給休暇)</p> <p>第31条 非常勤職員が、採用の日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上を出勤したときは、別表第2のとおり年次有給休暇を与えるものとする。</p> <p>2 年次有給休暇は、1日又は半日で取得することができる。ただし、非常勤職員から請求があった場合で、特に必要であると認められるときは、1時間を単位とすることができるものとする。</p> <p>3 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものは除く。）は、20日を限度として次の1年間に限り繰り越すことができる。</p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、非常勤職員の年次有給休暇については、労働時間規程第20条に定めるところによる。</u> (新設)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 人事 (労働契約の期間)</p> <p>第6条 非常勤職員の労働契約の期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第5章 労働時間及び休暇等 (年次有給休暇)</p> <p>第31条 1～3 (略)</p> <p>4 非常勤職員の年次有給休暇の<u>届け出</u>については、労働時間規程第20条に定めるところによる。</p> <p>5 <u>第1項に定める年次有給休暇が10日以上与えられた非常勤職員に対しては、前項の規定にかかわらず、当該年次有給休暇の付与日(以下「第1基準日」という。)から1年以内に、当該非常勤職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、当該非常勤職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、当該非常勤職員が前</u></p>	

<p>(新設)</p>	<p>項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。</p> <p>6 前項の規定にかかわらず、10日以上の年次有給休暇を第1基準日、に与えられ、かつ、第1基準日から1年以内の特定の日（以下この項において「第2基準日」という。）に新たに10日以上の年次有給休暇を与えられた非常勤職員に対しては、履行期間（第1基準日を始期として、第2基準日から1年を経過する日を終期とする期間をいう。以下この項において同じ。）の月数を12で除した数に5を乗じた日数（以下この項において「履行期間の年次有給休暇付与日数」という。）について、当該履行期間中に、時季を指定して取得させることができる。ただし、当該非常勤職員が第4項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を履行期間の年次有給休暇付与日数から控除するものとする。</p>	
-------------	--	--

附 則（平成31年4月1日規則第4号）  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。